

国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）（第一条関係）	1
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）（第二条関係）	4
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）（第三条関係）	7
○ 身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）（第四条関係）	10
○ 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）（第五条関係）	11
○ 国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）（第六条関係）	13
○ 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）（第七条関係）	14
○ 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）（第八条関係）	16
○ 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）（第九条関係）	17
○ 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）（第九条関係）	18
○ 重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）（第九条関係）	20
○ 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）（第十条関係）	21
○ 文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）（第十一条関係）	22
○ 銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）（第十二条関係）	27
○ 奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）（第十三条関係）	29
○ 伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）（第十四条関係）	30
○ 重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）（第十五条関係）	32
○ 美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）（第十六条関係）	33

○登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）（第十七条関係）	34
○登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）（第十八条関係）	37
○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）（第十九条関係）	41
○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）（第二十条関係）	44
○文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）（第二十一条関係）	46

※改正内容に応じて、**【赤字】**管理責任者関係、**【青字】**首長部局への事務の移管関係、**【ピンク字】**権限移譲関係、**【緑字】**保存計画関係に色分け（「左に」↓「次に」、「き損」↓「毀損」等の単なる字句の整理については黒字のまま）。

○国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六 管理責任者の職業及び年齢</p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第四条 法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届</p>

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合に於ては、その職業及び年齢

八〜十 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）

の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、毀損等の事実を知った日

十一 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 毀損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他毀損の状

出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 新管理責任者の職業及び年齢

八〜十 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第三十三条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。）

の規定による国宝又は重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 滅失、き損等の事実を知った日

十一 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損の状

態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 十一 (略)

2 (略)

態を示す書類を添えるものとする。

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第七条 法第三十四条（法第七十二条第五項で準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による国宝又は重要文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 十一 (略)

2 (略)

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>管理責任者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>六 <u>管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢</u></p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>管理責任者の氏名又は名称及び住所</u></p> <p>六～八 （略）</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>管理責任者の氏名及び住所</u></p> <p>六 <u>管理責任者の職業及び年齢</u></p> <p>七～九 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 <u>管理責任者の氏名及び住所</u></p> <p>六～八 （略）</p>

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢

八～十 (略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七 新管理責任者の職業及び年齢

八～十 (略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保

存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）（第三条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する</p>	<p>（許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>八〜十 （略）</p> <p>十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する</p>

事項	十二〇十五 (略)	事項	十二〇十五 (略)
2 (略)	(終了の報告)	2 (略)	(終了の報告)
<p>第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。</p>	2 (略)	<p>第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。</p>	2 (略)
(管理計画)	<p>第六条 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>	(管理計画)	<p>第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p>
一〇三 (略)	<p>四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は市町村）</p>	一〇三 (略)	<p>四 管理計画を定めた教育委員会</p>
五〇八 (略)	2 (略)	五〇八 (略)	2 (略)

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○身分証明証票規則（昭和二十七年文化財保護委員会規則第一号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七条第三項（同法第八十三条、第一百八条及び第二百十条で準用する場合を含む。）、第九十八条第三項、第二百二十三条第二項及び第八十六条第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項（同法第三十一条第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までのとおりとする。</p>	<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十九条第二項（同法第四十七条第三項（同法第八十三条、第一百八条及び第二百十条で準用する場合を含む。）、第九十八条第三項、第二百二十三条第二項及び第八十六条第二項で準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項（同法第三十一条第三項で準用する場合を含む。）に規定する証票の様式は、それぞれ別表第一から別表第十二までの通りとする。</p>

○国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第三号）（
 第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項（法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第七條第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下この条及び第七條第一項において同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第七條第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p>	<p>（国宝又は重要文化財の現状変更等の許可の申請）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「現状変更等許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に提出しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p>

(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2・3 (略)

(終了の報告)

第七条 法第四十三条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第三項第一号の規定により当該許可を都道府県又は指定都市等の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は指定都市等の教育委員会）に報告するものとする。

2・3 (略)

○国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第四号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">（修理の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（修理の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定による届出は、左に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六 十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（事前の届出を要しない場合等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会（当該都道府県が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下この項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。以下この項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が特定地方公共団体</p>	<p>（事前の届出を要しない場合等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会）が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。</p>

である場合に於ては、当該都道府県の知事又は指定都市の長。以下この項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会に届け出なければならない。

改正後	現行
<p>（標識）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（<u>当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市</u>）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（標識）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）</p> <p>三・四（略）</p> <p>3（略）</p>

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（復旧の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（復旧の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>八 十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則（昭和五十年文部省令第二十九号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関する技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（史跡名勝天然記念物の場合）</p> <p>第三条 法第百十八条及び法第百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p>	<p>（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四十七条第四項（法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関する技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（史跡名勝天然記念物の場合）</p> <p>第三条 法第百十八条及び法第百二十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p>

2 六〃八
(略) (略)

2 六〃八
(略) (略)

○重要有形民俗文化財の現状変更等及び公開の届出等に関する規則（昭和五十年文部省令第三十号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（現状変更等の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（現状変更等の届出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第八十一条第一項の規定による重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（関係人の参加許可の手続）</p> <p>第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則<u>第四条第一項</u>の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>（聴聞の続行又は期日の変更）</p> <p>第四条 主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則<u>第三条第二項</u>の規定により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</p>	<p>（関係人の参加許可の手続）</p> <p>第二条 行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請については、文部科学省聴聞手続規則<u>第三条第一項</u>の規定にかかわらず、関係人は、聴聞の期日の七日前までに、その氏名、住所及び当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出してこれを行うものとする。</p> <p>（聴聞の続行又は期日の変更）</p> <p>第四条 主宰者は、行政手続法第二十二條第一項の規定により聴聞を続行する場合又は文部科学省聴聞手続規則<u>第二条第二項</u>により聴聞の期日を変更する場合には、次回の聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。</p>

○文化財の保護のための条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十二号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、地方公共団体の教育委員会（当該地方公共団体が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体の長。以下同じ。）は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（有形文化財についての指定又は解除の場合）</p> <p>第二条 文化財保護条例の定めるところにより建造物である有形文化財について指定を行ったときは、<u>地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 <u>棟札</u>、墨書その他参考となるべき事項</p> <p>2 文化財保護条例の定めるところにより建造物以外の有形文化財について</p>	<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第八十二条第二項に規定する条例（以下「文化財保護条例」という。）を制定し、若しくは廃止し、又はその全部若しくは一部を改正した場合には、教育委員会は、当該条例の公布の日から二十日以内にこれを文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（有形文化財についての指定又は解除の場合）</p> <p>第二条 文化財保護条例の定めるところにより建造物である有形文化財について指定を行ったときは、<u>教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。</u></p> <p>一〇八 （略）</p> <p>九 <u>むな札</u>、墨書その他参考となるべき事項</p> <p>2 文化財保護条例の定めるところにより建造物以外の有形文化財について</p>

て指定を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇十 (略)

十一 画賛、奥書、銘文等

十二 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った有形文化財についてその指定の解除を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、第一項第一号から第五号まで又は前項第一号から第五号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該有形文化財について重要文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形文化財についての指定又は解除の場合)

第三条 文化財保護条例の定めるところにより音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財について指定(保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。))の認定を含む。)を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇八 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより工芸技術である無形文化財について指定(保持者又は保持団体の認定を含む。)を行ったときは、地方

て指定を行ったときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇十 (略)

十一 画賛、奥書、めい文等

十二 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った有形文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第五号まで又は前項第一号から第五号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該有形文化財について重要文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形文化財についての指定又は解除の場合)

第三条 文化財保護条例の定めるところにより音楽、演劇又はこれに関連する無形文化財について指定(保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。))の認定を含む。)を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇八 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより工芸技術である無形文化財について指定(保持者又は保持団体の認定を含む。)を行ったときは、教育

公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形文化財について、保持者又は保持団体の追加認定又は当該無形文化財の指定の解除（保持者又は保持団体の認定の解除を含む。）を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号から第四号までに掲げる事項及びその理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形文化財について重要無形文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第五条 文化財保護条例の定めるところにより無形の民俗文化財について指定を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形の民俗文化財についてその指定の解除を行ったときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指

委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

3 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形文化財について、保持者又は保持団体の追加認定又は当該無形文化財の指定の解除（保持者又は保持団体の認定の解除を含む。）を行ったときは、教育委員会は、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号から第四号までに掲げる事項及びその理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形文化財について重要無形文化財の指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(無形の民俗文化財についての指定又は解除の場合)

第五条 文化財保護条例の定めるところにより無形の民俗文化財について指定を行ったときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行った無形の民俗文化財についてその指定の解除を行ったときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指定があつたこと

定があつたことによる場合は、この限りでない。

(記念物についての指定又は解除の場合)

第六条 文化財保護条例の定めるところにより記念物について指定を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行つた記念物についてその指定の解除を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。ただし、当該解除が当該記念物について史跡、名勝又は天然記念物の指定又は仮指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(文化財の保存技術についての選定又は解除の場合)

第七条 文化財保護条例の定めるところにより文化財の保存技術について選定(保持者又は保存団体(選定に係る保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)の認定を含む。)を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

による場合は、この限りでない。

(記念物についての指定又は解除の場合)

第六条 文化財保護条例の定めるところにより記念物について指定を行つたときは、教育委員会は、左に掲げる事項を記載した書面に写真及び図面を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇六 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより指定を行つた記念物についてその指定の解除を行つたときは、教育委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。但し、当該解除が当該記念物について史跡、名勝又は天然記念物の指定又は仮指定があつたことによる場合は、この限りでない。

(文化財の保存技術についての選定又は解除の場合)

第七条 文化財保護条例の定めるところにより文化財の保存技術について選定(保持者又は保存団体(選定に係る保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)の認定を含む。)を行つたときは、教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面に写真を添えて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

一〇七 (略)

2 文化財保護条例の定めるところにより選定を行つた文化財の保存技術について保持者又は保存団体の追加認定又は当該選定に係る保存技術の選定の解除（保持者又は保存団体の認定の解除を含む。）を行つたときは、地方公共団体の教育委員会は、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

2 文化財保護条例の定めるところにより選定を行つた文化財の保存技術について保持者又は保存団体の追加認定又は当該選定に係る保存技術の選定の解除（保持者又は保存団体の認定の解除を含む。）を行つたときは、教育委員会は、前項第一号から第四号までに掲げる事項及び解除の理由を記載した書面をもつて、三十日以内に文化庁長官に報告しなければならない。

改正後	現行
<p>（登録の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県の教育委員会（当該都道府県が文化財保護法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあつては、当該都道府県の知事。第二号様式及び第二号の二様式を除き、以下同じ。）は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第二号様式（第六条関係） 銃砲登録原票（略）</p> <p>記載上の注意</p> <p>一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行つた都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合を含む。第二号の二様式において同じ。）の所在する都道府県名を記載するもの</p>	<p>（登録の手続等）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県の教育委員会は、第一項の申請書を受理したときは、法第十四条第三項の規定による鑑定を行う日時及び場所を同条第一項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第二号様式（第六条関係） 銃砲登録原票（略）</p> <p>記載上の注意</p> <p>一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行つた教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。</p>

とする。

二・三 (略)

(略)

第二号の二様式(第六条関係) 刀剣類登録原票

(略)

記載上の注意

一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行った都道府県の教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。

二～四 (略)

(略)

二・三 (略)

(略)

第二号の二様式(第六条関係) 刀剣類登録原票

(略)

記載上の注意

一 登録記号番号の欄の記号は、登録の事務を行った教育委員会の所在する都道府県名を記載するものとする。

二～四 (略)

(略)

○奈良県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産に係る不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（昭和三十八年文部省令第二十二号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定による国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第三項及び国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部科学省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員として、文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年総理府・文部省令第五号）の規定にかかわらず、奈良県教育委員会教育長（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより奈良県知事が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた場合</u>）<u>は奈良県知事</u>）を指定する。</p>	<p>不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定による国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第三項及び同法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第六条第八項の規定に基づき奈良県が同県の区域内に所在する文部科学省の所管に属する国有財産の維持及び保存を行う場合の文部科学省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員として、文部科学省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十二年総理府・文部省令第五号）の規定にかかわらず、奈良県教育委員会教育長を指定する。</p>

○伝統的建造物群保存地区に関する条例の制定等の場合の報告に関する規則（昭和五十年文部省令第三十一号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四百四十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する条例の制定又は改廃の報告は、市（特別区を含む。以下この項及び次条において同じ。）町村の教育委員会（<u>当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（次条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長</u>）が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（保存地区の決定又はその取消しの場合）</p> <p>第二条 法第四百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の報告は、市町村の教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは<u>又</u>は<u>当該市町村が特定地方公共団体であるときは、当該市町村の長</u>。以下この条において同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>	<p>（条例の制定又は改廃の場合）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第四百四十三条第四項の規定による伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）に関する条例の制定又は改廃の報告は、市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該条例の公布の日から二十日以内に行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（保存地区の決定又はその取消しの場合）</p> <p>第二条 法第四百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の報告は、教育委員会（当該保存地区が都市計画に定められているときは、市町村長。以下同じ。）が当該決定の日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した書面に当該保存地区に係る写真及び図面を添えて行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p>

2 法第百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、市町村の教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。

2 法第百四十三条第四項の規定による保存地区の決定の取消しの報告は、教育委員会が当該取消しの日から三十日以内に前項第一号から第三号までに掲げる事項（第三号にあつては、取消しに係る地域の所在地及び面積とする。）及び取消しの理由を記載した書面をもつて行うものとする。

○重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則（昭和五十年文部省令第三十二号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（選定の申出）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）<u>第百四十四条第一項の規定</u>による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市（特別区を含む。以下この条において同じ。）<u>町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該市町村の長）</u>は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 保存地区の<u>保存活用計画</u></p> <p>七 （略）</p> <p>（添付資料等）</p> <p>第二条 前条の選定申出書には、次に掲げる資料、図面及び写真を添えなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保存地区の<u>保存活用計画</u>に係る図面</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（選定の申出）</p> <p>第一条 文化財保護法第<u>百四十四条第一項の規定</u>による重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出をしようとする市町村の教育委員会は、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 保存地区の<u>保存計画</u></p> <p>七 （略）</p> <p>（添付資料等）</p> <p>第二条 前条の選定申出書には、次に掲げる資料、図面及び写真を添えなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 保存地区の<u>保存計画</u>に係る図面</p> <p>三・四 （略）</p>

改正後	現行
<p>（承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 都道府県の教育委員会（<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。</u>）は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことがある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（承認）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、製作しようとする刀剣類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀剣類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀剣類の製作を担当したことがある者を含む。）である場合には、申請に係る刀剣類の製作を承認するものとする。</p> <p>3（略）</p>

○登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成八年文部省令第二十九号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第六十条第二項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第六十条第四項において準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記</p>

載するものとする。

一〜四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七〜九 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、毀損等の事実を知った日

十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものと

載するものとする。

一〜四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七〜九 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第六十一条の規定による登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第六十二条の規定による登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものと

する。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五〇十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇十四 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に
関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をも
って行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六〇八 (略)

する。

一〇三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五〇十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げ
る事項を記載した書面をもって行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六〇十四 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第六十六条の規定により登録有形文化財の管理又は修理に
関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をも
って行うものとする。

一〇四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六〇八 (略)

○登録有形民俗文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第八号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準</p>	<p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第五条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第六条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者変更の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第九十条第三項において準用する法第六十条第四項において準</p>

用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七～九 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項)

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事

実の生じた日時及び場所

八 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び概要

九 滅失、毀損等の事実を知った日

十 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 旧管理責任者の氏名及び住所

六 新管理責任者の氏名及び住所

七～九 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項)

第十条 法第九十条第三項において準用する法第六十一条の規定による登録有形民俗文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事

実の生じた日時及び場所

八 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び概要

九 滅失、き損等の事実を知った日

十 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

(所在の場所変更の届出書の記載事項等)

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

五 一十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 一四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 一十二 (略)

(現状変更の届出を要しない場合)

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 登録有形民俗文化財が毀損している場合又は毀損することが明らか
に予見される場合において、当該毀損の拡大又は発生を防止するため

第十一条 法第九十条第三項において準用する法第六十二条の規定による登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 一三 (略)

四 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

五 一十一 (略)

2 (略)

(現状変更の届出)

第十四条 法第九十条第三項において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 一四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 一十二 (略)

(現状変更の届出を要しない場合)

第十七条 法第九十条第三項において読み替えて準用する法第六十四条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、現状変更に関し次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 (略)

二 登録有形民俗文化財がき損している場合又はき損することが明らか
に予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため

応急の措置を執るとき。

三 (略)

四 他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 八 (略)

応急の措置を執るとき。

三 (略)

四 他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執るとき。

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十条 法第九十条第三項において準用する法第六十六条の規定により登録有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 八 (略)

○登録記念物に係る文化財登録原簿、標識等の設置の基準及び届出書等に関する規則（平成十七年文部科学省令第九号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三百三十三条において準用する法第一百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名又は名称及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第九条 法第三百三十三条において準用する法第一百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届</p>	<p>（文化財登録原簿の記載事項）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三百三十二条第一項の文化財登録原簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者選任の届出書の記載事項）</p> <p>第八条 法第三百三十三条において準用する法第一百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 管理責任者の氏名及び住所</p> <p>六～八 （略）</p> <p>（管理責任者解任の届出書の記載事項）</p> <p>第九条 法第三百三十三条において準用する法第一百十九条第二項において準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届</p>

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六〜八 (略)

(滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第二百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 (略)

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、毀損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 毀損の場合は、毀損の結果当該登録記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知った日

十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる

べき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者の氏名及び住所

六〜八 (略)

(滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第十三条 法第百三十三条において準用する法第百十八条及び第二百二十条において準用する法第三十三条の規定による登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 (略)

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。

)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該登録記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日

十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となる

べき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面

を添えるものとする。

(現状変更の届出)

第十六条 法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 五 (略)

六 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

七 十 (略)

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 五 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百一十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 八 (略)

を添えるものとする。

(現状変更の届出)

第十六条 法第三百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による現状変更の届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 五 (略)

六 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

七 十 (略)

十一 現状変更により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更が登録記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 五 (略)

(技術的指導を求める場合の書面の記載事項)

第二十一条 法第三百三十三条において準用する法第一百八条及び法第二百一十条において準用する法第四十七条第四項の規定により登録記念物の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

一 四 (略)

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 八 (略)

○重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成十七年文部科学省令第十号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（法第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「文化的景観保存活用計画」という。）を定めていること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 文化的景観保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化的景観の保存及び活用に関する基本方針</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 文化的景観を保存及び活用するために必要な体制に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存及び活用に関し特に必要と認められる事項</p> <p>（選定の申出）</p>	<p>（法第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第三十四條第一項の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 選定の申出に係る文化的景観（以下「文化的景観」という。）の保存に関する計画（以下「文化的景観保存計画」という。）を定めていること。</p> <p>二・三（略）</p> <p>2 文化的景観保存計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 文化的景観の保存に関する基本方針</p> <p>三・四（略）</p> <p>五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項</p> <p>六（略）</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項</p> <p>（選定の申出）</p>

第二条 法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 文化的景観保存活用計画

七 (略)

2 (略)

第二条 法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定の申出をしようとする都道府県又は市町村は、選定の申出に関し、あらかじめ当該文化的景観における重要な構成要素である不動産の所有者等の同意を得て、次に掲げる事項を記載した選定申出書を文部科学大臣に提出するものとする。

一～五 (略)

六 文化的景観保存計画

七 (略)

2 (略)

○文部科学省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十三号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（書面等の經由）</p> <p>第二条 前条第一項の書面及び同条第二項の書類、図面又は写真は、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市（特別区を含む。以下この条において同じ。）町村の教育委員会（当該市町村が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十三条の八第一項に規定する特定地方公団である場合にあっては、当該市町村の長）を經由して、文化庁長官に提出するものとする。</p>	<p>（書面等の經由）</p> <p>第二条 前条第一項の書面及び同条第二項の書類、図面又は写真は、当該歴史的風致形成建造物の指定を行った市町村の教育委員会を經由して、文化庁長官に提出するものとする。</p>